

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

直送済み

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

### 準備書面(1)

平成28年1月13日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告GEジャパン株式会社訴訟代理人

弁護士岡田和



弁護士山川亜紀子



弁護士高橋茜



弁護士大田愛



原告らの平成27年8月21日付け第1準備書面及び同年10月28日付け第2準備書面に対して、以下のとおり反論する。

#### 第1 責任集中制度が違憲となる余地はない

##### 1 はじめに

原告らは、「原賠法の責任集中制度は違憲である」と主張し、「憲法論」と題し

て、「原賠法の目的・手段」について継々主張する（第2準備書面第1章第1）。しかし、法令違憲に関する審査の枠組みは、大きく2段階に分かれ、第1段階において、人権の制限が存在するかどうかを確認し、人権制限が確認された場合、第2段階として、その制限が公共の福祉の範囲内のものとして正当化されるかどうかを判断する（この正当化に際して、通常、「目的審査」と「手段審査」の枠組みが活用される）（以上、乙1・1頁）。本件においては、後述のとおり、そもそも原賠法の責任集中制度による「人権の制限」が認められないので、「目的手段審査」は全く関係がない（しかも、原告らが主張しているのは、「原賠法の目的・手段」であって、「人権制限の目的」と「手段の目的適合性」ではなく、この点においても、憲法論としては全く意味をなさない（乙1・3～6））。原告らの主張は、結局のところ、「原発は認められるべきではない」という政策論であって、責任集中制度の違憲性を論じる憲法論ではない。

## 2 財産権の侵害はない

### （1）財産権の侵害がないことは明らか

答弁書でも述べたとおり、原賠法の責任集中制度の下では、原子力損害については、原子力事業者が、無過失で、無限責任を負う（原賠法3条）。そして、原子力事業者は、賠償資力を確保するために、原子力損害を賠償するための措置（損害賠償措置）を講じることが義務づけられている（原賠法6条）。さらに、原子力事業者が損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額を超え、被害者の保護のために必要な場合には、政府が、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うこととされている（原賠法16条1項）。原賠法が定めるこうした責任集中制度により、被害者の損害は全て賠償されるのであるから、原賠法により原告らの財産権が侵害されていないことは明白である（以上、乙1・6頁）。

## (2) 原告らの主張への反論

### ア 原発メーカーに対する損害賠償請求権について

原告らは、原子力事業者以外の者の免責を定める原賠法4条1項が財産権を制限すると主張するが、憲法29条の財産権の保障が損害賠償請求権に及ぶとしても、憲法は、「原子力事業者以外の者」に対する損害賠償請求権を保障しているわけではない（乙1・6頁）。

この点について、原告らは、原発メーカーの免責を定める原賠法4条1項は、「過失責任主義という民法上の基本原則に反するものである」、「過失責任主義に基づく損害賠償制度の意義としては、被害者救済を実現するという意義と共に、不法行為の抑止や不法行為者への懲罰という意義も有している」、「（過失責任主義）は、裏を返せば、過失ある者は賠償責任を負うべき事を明らかにしているのであり、私人に慎重な行動を求める規範としても機能することになる。このような民法の基本原則を覆し、特定の者について、過失を有する者であっても、その責任を免除することは、被害者にとっては民法上認められている請求権が剥奪される結果となるのであり、財産権の制限に該当する」（第1準備書面1～2頁、第2準備書面80～81頁）と主張する。

しかし、そもそも、「不法行為の抑止」や「不法行為者への懲罰」は、国の立法政策の問題であって、原告らの「財産権」とは何ら関係がない。また、その点をおくとしても、民法の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、「加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない」（最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁）とされているところであって、原告らの主張は、その前提において誤っている。原子力損害については、被害者は、原賠法が定める責任集中制度によって、原子力事業者から損害全額の補填を受けられるのであるから、民法の不法行為に基づく損害賠償制度の目的は達せられており、「民法上認められている

請求権が剥奪される結果」とはならず、財産権の制限に該当しないことは明らかである。原告らは、森林法違憲判決や郵便法違憲判決を引用するが、これらの事件は、共有物分割請求権や国に対する損害賠償請求権に対する制限が財産権の制限として違憲か否かが争われた事件であり、民法の不法行為に基づく損害賠償制度の目的が達せられ、財産権の制限がない本件とは全く関係がない。

#### イ 原告らの財産権に対する侵害について

原告らは、また、「一般に不法行為の原因者が複数いる場合、それぞれに過失が認められる限り、それぞれの者に対しての請求が認められるのが民法の定める原則的形態である（共同不法行為、民法715条）」ので、「本来認めるべき請求権の制限は、被害者の財産権の侵害に該当する」と主張する（第1準備書面5頁）。しかし、上記のとおり、民法の不法行為に基づく損害賠償制度は、「被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させること」を目的としており、損害が賠償されれば、「財産権の侵害」はない（民法上も、不法行為の「原因者」が複数いたとしても、一人の「原因者」によって損害が全額賠償されれば、他の「原因者」への請求は認められない）。原発事故の被害者は、原賠法の責任集中制度に基づき、原子力事業者から損害全額の補填を受けられるのであるから、原発メーカーへの請求が制限されたとしても、「財産権の侵害」に当る余地はない。原告らは、さらに、「本件事故に即してみても、東京電力による賠償は完全賠償とは程遠い状況にあり、結果的に被害者の被害回復は遅延し十分な賠償を受けられない状況となっているのであり、財産権が実質的に侵害されている状況である」（第1準備書面5頁）と主張する。しかし、原告らは、「被害者の被害回復は遅延し」などとして、「被害者の財産権」が侵害されているというだけで、原告ら自身の「被害回復」については、一切述べるところがない。一体、原告らの被害回復は、どのように「遅延し十分な賠償を受けられない状況」にあるというのであろうか。また、その点をおくとしても、そもそも、仮に被害者一般について、被害回復に何らかの遅延があったとしても、

それは責任集中制度により原発メーカーが免責されているからではない（責任集中制度がなければ、被害者は事故の原因と損害を賠償するべき責任を有する者を明らかにしなければならず、現状よりも格段に「被害回復は遅延し十分な賠償を受けられない」状況となることは極めて明白である）（乙1・8頁）。よって、原賠法が定める責任集中制度によって、原告らの「財産権が実質的に侵害」などされていないことは明白である。

### 3 「ノー・ニュークス権」が憲法上の権利として認められないことは明か

#### （1）「原子力の恐怖から免れて生きる権利」は憲法上保障されていない

原告らは、「平和的生存権（前文）、幸福追求権（13条）、社会的生存権（25条）を根拠とするこの『原子力の恐怖から免れて生きる権利』をノー・ニューカス権と呼ぶ」（第1準備書面7頁）、「（ノー・ニューカス権）は、言葉としては聞きなれない権利であるが、本件原発事故の発生を受け、かかる利益は今や当然に憲法上の保障を受けるべき時代状況となった。『原子力はもうたくさんだ』との思いは、単なる感情でもなければ、主義主張でもなく、権利となつたのである」と主張する（第2準備書面13頁）。

しかし、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」という権利は、憲法の明文上保障されていない。憲法に明文の規定がない「新しい権利」の根拠規定は、解釈論上憲法13条の幸福追求権に求められているが、それが訴訟において現実に適用しうる具体的な権利として認められるためには、その権利による保障の内容が明確に確定された個別的・具体的権利類型として構成されなければならない。プライバシー権のような「新しい人権」についても、判例上、裁判上の救済を受けることができる具体的な権利として認められてきたのは、「みだりに指紋の押なづを強制されない自由」（最判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁）、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示・公表されない自由」（最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁）など、具体的に保障内容が特定された権利である。これに対し、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」は、保障内容が

明確に確定された個別的・具体的権利類型ではない。原告らは、「同権利は、原発の設置や運転の差し止め、万が一にも事故が起こらないような規制基準の策定、そして原発事故等が起こってしまった場合には原因者や事故原因究明のための情報開示や、加害者に対する損害賠償、新たな規制等による政策を求める内容とする」と主張するが（第1準備書面7頁）、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」などいう抽象的な権利から、一義的にこのような保障内容が明確に確定できるわけもなく、そのような具体性を欠くものを訴訟において現実に適用しうる「権利」として認めることなどできないことは明らかである。よって、原告らの主張する「原子力の恐怖から免れて生きる権利」が、「新しい人権」として憲法上認められる余地はない（以上、乙1・1～2頁）。

## （2）環境権と人格権について

原告らは、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」を「環境権」の一つとして主張するようである（訴状81～84頁）。しかし、「環境権」は、内容が抽象的で保障範囲が不明確であるから、判例は、「人格権」と重なる限度で法的権利性を認めた上で、現実に生命・身体・健康に被害が生じているか、その危険が切迫しているような状況が存在している場合には、裁判所に対して差止請求などの方法により救済を求めることができる場合があるとして、その限りで具体的権利性を認めている（乙1・2、4頁）。原告らは、大飯原発3、4号機差止判決（福井地判平成26年5月21日判例時報2228号72頁）について、「福井地裁判決は、原発事故によって侵害される権利につき、『人格権』という従来の伝統的な表現を用いているが（中略）、実質的には既に『ノー・ニュークス権』が確立されたといつてもよい」などと主張するが（第2準備書面66頁）、同判決は、原告も引用するとおり、「この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは（中略）人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できることになる」（下線は引用者）と判断しているのであって、これをもって、「原発の設置や運転の差し止め、万

が一にも事故が起こらないような規制基準の策定、そして原発事故等が起こってしまった場合には原因者や事故原因究明のための情報開示や、加害者に対する損害賠償、新たな規制等による政策を求める内容とする」 「ノー・ニュークス権」が「確立された」などとはおよそ言えないことは明らかである。なお、福井地裁は、平成27年12月24日、人格権に基づいて大飯原発3、4号機の運転差止めを求める仮処分の申立てを、保全の必要性が認められないとして却下した。

また、原告らは、「学説の動向」として何名かの学者の論文に言及するが（第2準備書面55～60頁）、いずれも、原告らの主張する内容の「ノー・ニューカス権」を認めるものではないし、「責任集中制度が違憲であるか」に関して全く関係のない議論である。

### （3）人格権の侵害はない

原告らは、「原発メーカーに対して、原子炉等に欠陥があった場合等の賠償リスクを免除することによって安全性への配慮を軽視させ、凡そ社会で最も危険な原子炉等をひたすら造り続けることを促すことによって、原子力事業の無秩序な肥大化をもたらす責任集中制度は、それ自体、我々が原子力によって被害を受けるおそれを生み出しており、ノー・ニューカス権を侵害しているといえる」などと主張する（訴状84頁）。しかし、仮に、ノー・ニューカス権が、「人格権」と重なる限度で憲法上の権利として保護が与えられたとしたとしても、上記のとおり、判例は、「現実に生命・身体・健康に被害が生じているか、その危険が切迫しているような状況が存在している場合」に限って人格権の侵害を認めている。原賠法が定める責任集中制度が、そのような人格権の侵害とはおよそ認められないことは明らかである。すなわち、「生命・身体・健康に被害が生じる危険が切迫しているような状況」があり得るとすれば、それは原発の設置・稼動自体から生じるものであって、（原子力委員会による安全性の審査を経た上で、原発の設置・稼動が国に許可されることがあり得るという前提の下に、）万一の事故に対

処するために制定された被害者救済制度である責任集中制度によって生じるものではない(原告らの主張によても、仮に責任集中制度がなくても、原発の設置・稼動が認められている限りは、原告らの主張する「原子力の恐怖から免れて生きる権利」は侵害されていることになる) (以上、乙1・2~3頁)。したがって、責任集中制度がノー・ニュークス権を侵害しているなどと認められる余地がおよそないことは明らかである。

なお、原告らは、「原発事故発生後のノー・ニューカス権は、事故の原因者に損害賠償を求める権利を包含することは議論の進展を待つまでもない。よって、本件免責条項を含む責任集中制度は、ノー・ニューカス権を侵害しており、違憲無効である」とも主張する(第2準備書面80頁)。しかし、上述のとおり、「人格権」ですら、判例上、極めて限定された場面でしか憲法上の権利としての保護が認められていないのであるから、「事故の原因者に損害賠償を求める権利を包含するノー・ニューカス権」が憲法上の権利として認められる余地などないことは、極めて明白である。

#### 4 平等権の侵害はない

##### (1) 原告らの主張

原告らは、「原発事故が製造物の欠陥に起因するものである場合に、責任集中制度により、①事故被害者は、製造業者たる被告ら原発メーカーに対して、製造物責任を問えないこと(責任追及を妨げられていること)が平等権侵害である」、「②原発メーカーの責任と電力会社の責任との間に差異があることが平等権侵害である」と主張する(第2準備書面82頁)。

##### (2) 原告らの主張①について

答弁書(11頁)でも述べたとおり、「差別」とは、同じ状況にある者を異なって扱うことであるところ、原発事故の被害者と他の事故の被害者では、事故の内容や性質が異なるから、同じ状況にあるとは言えない。どのような事故についてどのような救済方法を設けるかは、国の立法政策の問題であって、法律が異なる

る救済方法を定めたからといって、そのことが「差別」にあたるわけがない（たとえば、船舶油濁損害賠償法の下では、タンカーから流出した油による汚染により損害が生じた場合、タンカーの所有者が責任を負い、油の流出がタンカーの修繕業者などの過失によって生じた場合であっても、修繕業者らは責任を負わない）。したがって、原賠法が原子力損害の被害者について、他の事故の被害者と異なる救済方法を定めたからといって、それが「差別」になど当たらぬことは明らかである（乙1・6～7頁）。

これに対して、原告らは、「被告らの反論は、原告の主張①を正確に捉えて行ったものではない」、「原告の主張は、原賠法の責任集中制度により、①原発事故が製造物の欠陥に起因するものである場合に、事故被害者が製造業者たる被告ら原発メーカーに対して、『製造物責任を問えない』こと（『責任追及を妨げられていること』）が平等権侵害である、と述べるものであって、単に、損害賠償請求できないから平等権侵害であると、述べるものではない」などと、「責任追及が妨げられていること」が問題であると主張する（第2準備書面83頁）。そして、「原告が平等権侵害で主張していることの要は、原発事故だけが、（中略）事故原因者たる原発メーカーに責任追求できない結果、原発メーカーに将来の事故防止に向けたインセンティブが働かないこと、である」などと太字で主張し、「しかるに、被告らの反論は、原発事故被害者は、原賠法の責任集中制度によつて原子力事業者から賠償が得られるから、平等権侵害にならないと述べるのみであり、原告の主張①を正確にとらえて行ったものではなく失当である」などと主張する（同84～85頁）。

しかし、「平等権」の侵害は、平等に取り扱われるべき権利、自由や法的利益が不平等に取り扱われたときに初めて問題となる。原告らについて、「損害が賠償されること」を超えて、「原発メーカーに将来の事故防止に向けたインセンティブを働かせる」ために「責任追及をする」などという法的権利や法的利益が認められる余地はなく、平等権の侵害などないことは明らかである（ちなみに、上

記の船舶油濁損害賠償法でも、被害者は、過失あるタンカーの修繕業者に「責任追及」はできない）。

### （3）原告らの主張②について

原告らは、「原賠法の責任集中制度による被告ら原発メーカーの責任と原子力事業者である電力会社の責任との不合理な取り扱いのために、原告に対して上記①のような侵害（注：原告らの主張①）が生じているのであり、本件で、原告が違憲主張できるのは当然である」と主張する（第2準備書面85頁）が、上記のとおり、原告らに「平等権」の侵害はない。

### 5 裁判を受ける権利の侵害はない

原告らは、「憲法32条の裁判を受ける権利は、単に、訴訟を提起できる権利を保障したものではない。同条は、国民の実体的な権利が侵害された場合に、それに対する裁判所の判断を求める権利を保障するものであって、「本件に敷衍すると、同条は、原発事故による被害者に対して、原子炉等の欠陥ないしそれについての過失の有無を争い、それによって原発メーカーの違法性を追及することを保障するものである」から、「原賠法の責任集中制度は、原発メーカーの過失、違法性の審理を閉ざすものであり、同制度は、憲法32条に反し、無効である」と主張する（第2準備書面86～87頁）。しかし、裁判を受ける権利とは、原告らも指摘するところ、「国民の実体的な権利が侵害された場合に、それに対する裁判所の判断を求める権利」であり、権利侵害に対してどのような救済方法を設けるかは、立法政策に属する問題であって、「裁判を受ける権利」の問題ではない。原子力損害の被害者は、（立法府が定めた救済方法である）原賠法に基づき裁判で原子力事業者の責任を問うことができる所以であるから、裁判を受ける権利の侵害は存在しない（乙1・7頁）。

### 6 原告らのその他の主張について

#### （1）「原賠法の目的・手段」に関する主張

原告らは、「原賠法の目的の正当性」及び「当該目的と、手段としての責任集

中制度との関連性」について、約10頁にわたり主張を展開しているが（第2準備書面3～12頁）、上記から明らかだとおり、責任集中制度による人権の制限は存在しないから、「目的審査」と「手段審査」を経るまでもなく、責任集中制度が合憲であることは明らかである。

なお、原発に関連する事故が発生した場合の被害者救済の仕組みである責任集中制度の趣旨およびこれが正当であることは、答弁書で詳述したとおりである。冒頭で述べたとおり、原告らの主張は、要するに「原発は廃止すべきである」という政治的主張である。しかし、実際には、九州電力川内原子力発電所は再稼働しているし、仮に、原告らのような「原発廃止」の立場に立ったとしても、既存の原発の廃炉作業は必要であり、現に、福島第一原発については、廃炉作業が行われている。答弁書でも述べたとおり、こうした廃炉作業により生じた損害についても、責任集中制度により原子力事業者（東京電力）が無過失無限責任を負う仕組みとなっており、廃炉作業に關係する業者は、それを大前提として極めて困難な廃炉作業に従事しているのである。仮に、何らかの理由で責任集中制度が無効ということになれば、ほとんどの業者は廃炉作業から撤退するであろう（廃炉作業の困難さに鑑みれば、営利事業としてはリスクが大き過ぎるし、しかもそのリスクは保険でカバーできない）。また、仮に廃炉作業中に事故が発生した場合には、被害者は、事故の原因と責任を立証しなければならず、これも極めて困難な場合が多いであろうことは想像に難くない。原告らの主張は、「原発廃止」（廃炉）という自らの目的の実現を妨害するものでらある。

## （2）政府の「必要な援助」について

原告らは、責任集中制度の下での政府の「必要な援助」（原賠法16条1項）について、政府は「広範な裁量権を与えられており、『損害賠償が完全に履行されることが法令上担保されている』などとは到底いえない」（第2準備書面8～10頁）と主張する。しかし、原賠法16条1項は、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（中略）が第3条の規定により損害を賠償する

責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達せするため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする」と定めている。これは、文言からして、端的に、「原子力損害の額が賠償措置額を超える場合の保護のため必要があると認めるときは、政府は必要な援助を行う」と定めているのであって、そこには「広範な裁量権」などない。実際、原告らも認めるとおり、福島の事故について、政府は、「『賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹する』との立法政策」により、東京電力を「無資力にはさせない」ものとして「資金を投入」しているのである（第2準備書面90～91頁）。こうした措置は、法律の定めたところをそのとおりに実行しているのであって、「裁量」によるものではなく、「損害賠償が完全に履行されることが法令上担保されている」ことは明白である。

### （3）「経済的責任集中制度」について

原告らは、「保険累積問題も『全てのものを共同被保険者とする保険引受をおこなういわゆるオムニバス方式、つまり経済的責任集中をとれば十分対応でき』るのであり、結局、『法的な責任集中をとることとなった真の理由は、外国の原子炉メーカーが責任を回避することにあった』」などと主張する（第2準備書面6頁）。これは、米国の連邦法であるプライス・アンダーソン法のことを述べているものと思われるが、同法を全く理解しない的外れな主張である。米国では、不法行為に関しては州法が定め、連邦法は、これに介入できないこととされている。同法は、不法行為法への連邦法の介入を避けるという特殊事情の下で、「経済的責任集中制度」を採用している。これは、原子力損害についての経済的責任を全て原子力事業者に集中させる制度である。全ての原子力事業者が、共同して、原子力事業者、原発メーカー、その他のサプライヤーなどを含め、原子力損害について法的責任を負う可能性のある全ての者をカバーする（これを「オムニバス」といい、「全ての者のために」という意味である）保険契約を締結し、保険料を支払う。損害の額が保険金の額を超える場合には、全ての原子力事業者は、被害

者があらゆる者（原子力事業者、原発メーカー、その他のサプライヤーなど）に對して有する損害賠償請求を満たすべく、一定の上限額まで追加の資金拠出をしなければならない。上限額を超えた場合には、米国政府が補償を行う。これにより、原発メーカーなどの原子力事業者以外の者は、経済的責任を一切負わないことになる。原子炉の欠陥が理由で事故が起きたとしても、原子炉のメーカーには金銭的負担は一切発生しないのである。つまり、プライス・アンダーソン法は、方法は異なるが、原賠法と同じ目的を達成しているのである。原子力業界が原子力損害をカバーする保険を付保するためには、責任集中制度を採用するほかない。そのために、プライス・アンダーソン法は、原子力損害についての経済的責任を全て原子力事業者に集中させているのである。この経済的責任集中制度の実際の運用は、1979年のスリーマイル島原発事故で確立された。この事故では、原子力事業者に加えて、原子炉の製造業者と設計業者が訴えられたが、訴訟は併合され、米国の保険プールが、全ての被告のために訴訟を担当し、一つの法律事務所が全ての被告を代理し、これにより、原子力事業者のみがすべての請求について責任を負うことが確認されたのである。

#### (4) C S C条約上の義務について

原告らは、「被告G Eは、免責規定につき、『条約上の義務』である旨、再三にわだつて述べるが、なぜそのように考えるかの説明がない」とか、「原発メーカーの免責が『条約上の義務』などと主張することは、独自の解釈に基づくものと言わざるを得ない」などと主張する（第2準備書面7頁）。しかし、答弁書で主張したとおり、日本が調印、批准したC S C条約（原子力損害の補完的な補償に関する条約）は、条約締結国が、国内法において、原子力事業者以外の者を免責することを明文上求めている。すなわち、C S C条約2条は、締約国がウィーン条約かパリ条約のいずれかを実施する国内法令を設けているか、C S C条約の附属書の規定に適合する国内法令を設けていることを求めている。日本はウィーン条約やパリ条約の締約国ではないため、附属書の規定に適合する国内法を設け

ていることがCSC条約上求められる。附属書3条1項及び3項は、原子力事業者が原子力損害について無過失責任を負うことを定め、同条9項は、「原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は、責任を負う事業者に対してのみ行使することができる」と定めて、原子力事業者以外の者の免責を求めている。したがって、「原発メーカーの免責」が、日本が調印、批准したCSC条約上の義務であることは、同条約の条文上明らかである。原告らは、プライス・アンダーソン法が経済的責任集中制度を採用していることを理由に、原発メーカーの免責は条約上の義務ではないなどと主張する（第2準備書面7頁）。しかし、1957年に制定された「経済的責任集中制度」を採用するプライス・アンダーソン法は、原子力損害に関する国際条約（1963年のウィーン条約や1960年のパリ条約）が締結される前に制定されており、CSC条約は、プライス・アンダーソン法を存続させるために、附属書2条1項にて、締約国が、1995年1月1日時点において、同項に定める条件（プライス・アンダーソン法が定めている条件）を満たす国内法令を有する場合には、「（原子力事業者以外の者を免責することを求める）3条の規定に適合するとみなす」と特別に定めているのである。これに対して、1961年に制定された日本の原賠法は、原子力損害に関する国際条約が制定されたのと同時期に制定され、原子力事業者以外の者の免責を定めているため、「原子力事業者以外の者を免責することを定める国内法を設ける」というCSC条約上の義務を満たしているのである。原告らは、被告GEの「責任集中制度を有することは、今や、CSC条約上の義務となっている」という主張（答弁書7～8頁）について、「なぜそのように考えるかの説明がない」とか、「独自の解釈に基づくものと言わざるを得ない」などと非難するが、上記のようなことは、CSC条約を読めば誰でも理解できることであって、かかる主張 자체がまことに遺憾というほかない。

## 第2 適用違憲と「原子炉の欠陥の立証」について

### 1 原告らの主張

原告らは、「仮に責任集中制度が法令違憲によって無効とまでは認められない場合に備え、本件に適用する限りで違憲無効であることを主張立証することは不可欠である」とした上で、「責任集中制度が合憲であり、原発メーカーが免責されるというためには、原子力損害の規模が（中略）合理的な範囲に留まること、これに加え、免責とされる原発メーカーに明らかな責任があるとまでは言えない場合に限定的に解釈されるべきであり、本件事故は、「原賠法の想定をはるかに超える事故であることとは明らか」であるので、「本件原子炉等に欠陥があったことが立証されれば、責任集中制度は少なくとも本件に適用する限りで違憲無効となる」などと主張する（第1準備書面11頁）。

### 2 違憲とされる余地はない

しかし、原発については、その性質上、事故が発生した場合には、被害が甚大になり、通常の民法の損害賠償の枠組みでは被害の賠償が全うできない場合も想定される。そのために、責任集中制度という特別の被害者救済の制度が国際的に確立されているのである。本件事故のように被害が甚大な場合にこそ、責任集中制度の意義があるのであって、本件事故が原賠法の想定の範囲内であることは明らかである。原告らの主張によれば、被害額の小さい原発事故の場合は、被害者は、（損害賠償措置及び国の「必要な援助」により）賠償資力が確保された原子力事業者に無過失・無限責任を問えるのに対して、原発事故によって甚大な被害が生じた場合には、被害者は、事故の原因と損害を賠償すべき責任を有する者を明らかにしなければならないことになる。さらに、それが出来たとしても、責任を有するとされた主体は保険もかけておらず（かけられず）、国の援助も得られないのであるから、被害が甚大であればあるほど、「加害者」は賠償資力に欠け、被害者は「泣き寝入り」を余儀なくされることになる。こうした結論は明らかに不合理で、原賠法が「本件に適用する限りで違憲無効となる」余地がないことは明らかである（以上、乙1・8

頁)。

なお、原告らは、「責任集中制度が合憲であり、原発メーカーが免責されるというためには（中略）免責とされる原発メーカーに明らかな責任があるとまでは言えない場合に限定的に解釈されるべきである」などと主張するが、答弁書で主張したとおり、責任集中制度の核となるのは、「損害賠償措置や国の援助により賠償資力が確保された原子力事業者に無過失無限責任を負わせて、原子力事業者以外のものを免責すること」である。それによって、初めて、責任集中制度の3つの趣旨、すなわち、①責任の立証を要しない迅速な被害回復、②原子力損害に係る民間責任保険の引受限度額の問題の回避、③原子力関係供給者等に対する損害賠償請求の遮断（答弁書4～6頁）を満たすことができるのである。したがって、「免責とされる原発メーカーに明らかな責任があるとまでは言えない場合に限定的に解釈され」た「責任集中制度」は、もはや「責任集中制度」ではない。原告らの主張は、「責任集中制度は本件に適用した限りで違憲である」という「適用違憲」の主張ではなく、結局は、「原発メーカーが一律に免責される責任集中制度は違憲である」という法令違憲の主張である（原審が「適用違憲」としたのに対して、これを「法令が当然に適用を予定している場合の一部につきその適用を違憲と判断するものであって、ひときよう法令の一部を違憲とするにひとし（い）」と批判した猿払事件最高裁判例参照）。上記のとおり、責任集中制度が法令違憲とされる余地はないのであるから、「原子炉の欠陥の立証」など必要ないことは明らかであり、原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。

### 第3 債権者代位について

#### 1 原告らの主張

原告らは、東京電力が、「本件原発事故により生じた甚大な被害を賠償する立場にあり」、「支援機構からの援助によって、表向きは債務超過を免れ、破綻させない措置がとられて」おり、これが「『賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで

賠償を貫徹する』との立法政策による」ことを認めた上で、「表面上『無資力にはさせない』ものとして政府が資金を投入していることをもって、同資金交付がなければ破綻している企業を『無資力ではない』と認めることはできない」などと主張する（第2準備書面90～91頁）。

## 2 債権者代位権の行使が認められる余地はない

しかし、原告らの請求は、原告らは東京電力に対して損害賠償請求権を有し、かかる債権を保全するために、東京電力が被告らに対して有する求償権を行使する、というものである。原告らが東京電力に対して損害賠償請求権を有していたとしても、それは原子力損害についての損害賠償請求権であるから、原賠法に基づき東京電力により賠償される。そして、原告らも認めるとおり、「『賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹する』との立法政策」によって、東京電力は「支援機構からの援助によって、表向きは債務超過を免れ、破綻させない措置がとられて」いるのであるから、東京電力から損害の賠償を受けられることは明らかである。したがって、原告らの東京電力に対する債権を「保全」する必要などないことは極めて明白である。よって、原告らの債権者代位権に基づく請求は速やかに却下されるべきである。

## 第4 権利の濫用について

### 1 原告らの主張

原告らは、「被告らは責任集中制度における免責規定を根拠に、自己の免責を主張している」とした上で、「被告らの主張は、同免責規定による権利の濫用（民法1条3項）以外の何物でもなく、被告らには同免責規定は適用されることはない」と主張する（第2準備書面91頁）。

### 2 被告らは原賠法上当然に責任を負わない

原告らは、被告らが「免責規定を根拠に、自己の免責を主張している」と主張する。しかし、原賠法3条1項は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等によ

り原子力損害を与えたときは、当該原子炉等の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる（以下略）」と定め、同法4条1項は、「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任すべき原子力事業者以外の者は、その賠償する責めに任じない。」と定めている。つまり、原賠法上、原子力損害については、原子力事業者が責任を負い、原発メーカーなどの原子力事業者以外の者は、当然に責任を負わないのであって、被告らが「免責規定を根拠に、自己の免責を主張している」から責任を負わないわけではない。したがって、原告らの権利濫用の主張は、主張自体失当である（除斥期間に対する権利濫用の主張を主張自体失当とした最高判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁参照）。

## 第5 今後の審理について

原告らは、「本件原子炉は（中略）次回以降詳細に主張立証するとおり、多くの重大な欠陥を有していた」などと言うが（第2準備書面91頁）、上記のとおり、「原子炉の欠陥についての主張立証」の如何にかかわらず、原告らの請求が認められる余地はないことは極めて明白である。

したがって、本件について、これ以上の審理の必要がないことは明らかであって、速やかに審理を終結したうえで、原告らの請求を却下・棄却するよう求める次第である。

以上